

パブリックコメント・市町村意見照会・庁内関係課意見照会実施結果一覧

※平成29年9月25日～平成29年10月24日まで実施したパブリックコメントの意見はありませんでした。

市町村意見照会実施結果一覧（2自治体から5件の意見がありました）

※アンダーラインは前回安全・安心委員会からの追加・修正

番号	項目	意見	修正の考え方	修正案等
1	1 総則	防犯指針は、主に設備面の対策に関して記載されているが、振り込め詐欺等の被害防止に関しても、記載すべきではないか。	意見のとおり、修正する。	<p>「1 総則」「(4) 基本的な考え方」「ハ 犯罪被害の対象となる人・物の強化」の「(イ) 犯罪被害の対象となる人の強化」に特殊詐欺被害防止に関して記載することとする。</p> <p>(イ) 犯罪被害の対象となる人の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども、女性、高齢者、障害者、外国人など特に防犯上の配慮を要する人を犯罪被害から守るためには、それら人の犯罪回避能力を高める必要がある、犯罪被害防止教育を推進する。 特に高齢者は振り込め詐欺等の被害者となることが多いことから、<u>振り込め詐欺等の防止対策を強化する必要がある。</u> ○ 高齢者、障害者、外国人その他特に防犯上配慮を要する人が犯罪に巻き込まれないように、それらの人に対する安全情報の伝達方法等には、特に配慮する。 ○ 犯罪の被害に遭わないための安全教室や安全・安心まちづくりの自主的活動を推進するための各種講座等を開催するなど、各地域の特性に応じた安全教育の推進を図る。 (6頁) <p>※ 「深夜商業施設等」「大規模小売店舗等」の指針においても、ATMの項で振り込め詐欺等の被害防止対策について記載している。</p>
2	1 総則 (3) 方向性 イ 県民の被害防止という視点を計画段階から取り入れ効果的でバランスのとれたまちづくり (2頁)	「1 総則」の「(3) 方向性」の「イ 県民の被害防止という視点を計画段階から取り入れ、効果的でバランスのとれたまちづくり」とは、どの様な取り組みをイメージしているのか。	意見に非ず（質疑）。	まちづくりの計画段階（道路、公園等の新設計画段階）から、防犯（県民の犯罪被害防止）を念頭に置いたまちづくりを推進するもの。
3	1 総則 (4) 基本的な考え方 イ 照度・見通しの確保 (3頁)	「1 総則」の「(4) 基本的な考え方」の最初に「イ 照度・見通しの確保」が記載されており、夜間における「明るさ」は住民等の安心感につながるが、同時にそうした環境下においても犯罪が発生している現実を踏まえ「安全」を保証するものではないことも記載すべき。	修正しない。	防犯指針については、「1 総則」の「(2) 基本原則」に「防犯指針の内容は、県民及び事業者等が、安全・安心まちづくりの活動の中で配慮すべき事項をまとめたもので、法令の規定に優先したり、すべての場合に一律に適用されるものではありません。」と記載しており、そもそも絶対の「安全」を保証しているものではないことから、修正の必要性はないと判断する。(1頁)

番号	項目	意見	修正の考え方	修正案等
4	1 総則 (4) 基本的な考え方 ハ犯罪被害の対象となる人・物の強化 (6頁)	犯罪を起こそうとする人が犯罪を起こしづらい環境づくりは前提であると思うが、犯罪被害の対象となる人や物に対する自助・自衛(危ないところには近づかない、施錠忘れ等)の観点をもっと記載すべき。記述全般にわたり、「防犯灯を設置し明るくすればよい」「防犯カメラを設置し強化すればよい」と言うようなハード対策ばかり強化するような印象を受ける	修正しない。	「1 総則」の「(4) 基本的な考え方」の「ハ 犯罪被害の対象となる人・物の強化」の中で、犯罪被害防止教育を推進する旨を記載しているので、改めて「危ないところには近づかない」や「施錠忘れ」等について記載する必要はないと判断する。(6頁) また、ハード対策ばかり強化するような印象を受けるとのことであるが、「地域住民等の連携の強化」(7頁)、「企業団体との連携」(8頁)等について記載しており、「人的な活動の充実」(9頁)で、「犯罪が起きにくい環境づくりのため、防犯設備(ハード面)を効果的に活用するためには、人的な防犯活動(ソフト面)の充実が不可欠です。」と記載しており、ハード対策ばかりを記載しているということはないので、修正する必要はないと判断する。
5	1 総則 照明の呼名について	照明の呼名について、「防犯灯」、「街路灯」など呼名はいくつかあり、防犯灯を前面に記載しているように感じるが、どういう意味で使い分けをしているのか説明書き(定義づけ)が必要ではないか。	修正しない。	「防犯灯」と「街路灯」について明確な定義はなく(警察庁の要綱にも定義は記載されておらず「防犯灯」「街路灯」を並記しており、日本防犯設備協会でも定義なし)、全国の自治体においてもその定義は以下のとおりまちまちである。 基本的には、 「防犯灯」：道路等に限らず防犯を目的に設置された照明 「街路灯」：道路等に設置されている照明 と想定しているが、明確に定義づけすることができないので、修正しないこととする。

庁内関係課意見照会実施結果一覧（2課から4件の意見がありました）

番号	項目	意見	修正の考え方	修正案等
1	2 児童等の安全の確保のための指針 (14頁～)	「児童生徒」と「児童等」が混在しているので、どちらかに統一する。	意見のとおり、修正する。	指針名が「児童等の安全の確保のための指針」であることから、「児童等」に統一する。 なお、「子ども」に関しては、「安全・安心まちづくり基本計画」でも使用されていることから、そのまま使用する。
2	2 児童等の安全の確保のための指針 (ロ)敷地内での不審者の発見・排除対策 イラスト (14頁)	看板のイラストに「学校に御用のある方は必ず受付にお立ち寄り下さい。御用のない方の立入りはお断りします。」と記載されているが、看板の設置者を明確にするため、「学校長」と追加する。	意見のとおり、修正する。	看板のイラストに「学校の御用のある方は必ず受付にお立ち寄り下さい。御用のない方の立入りはお断りします。 <u>学校長</u> 」と記載する。
3	2 児童等の安全の確保のための指針 (ロ)児童等の登下校を地域全体で見守る体制の整備 ポイント3番目の■ (22頁)	「通学路の巡回等に参加する人々」について、同じ頁に「保護者や地域の方々」と記載されている箇所があるので、「通学路の巡回等に参加する方々」と修正する。	意見のとおり、修正する。	ポイント ■ 略 ■ 保護者や地域の方々の理解を得るためには、PTAだけでなく、町内会等地域の様々な団体に協力を求める。 ■ 通学路の巡回等に参加する方々へ腕章や共通ユニフォーム、ステッカー等を配布し、目立つ形で児童等を見守る体制を示すことで犯罪抑制効果が期待できる。なお、悪用防止のため、腕章や共通ユニフォーム、ステッカー等の管理を徹底すること。 ■ 略
4	4 住宅の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針 (ホ)エレベーター ○エレベーターの扉 (37頁)	「エレベーターのかご及び昇降路の出入口の扉は、エレベーターホールからかご内を見通せる構造の窓が設置されたものとする。」の後に、「また、防火区画等の特定防火設備の必要な建築計画の場合、防犯カメラを設置するものとする。」と追加する。 【意見理由】 平成14年の建築基準法の改正により、エレベーターの昇降路（シャフト）の防火区画等（防火防煙対策のされている特定防火設備を設置しなければならない箇所）の取扱いが変更され、一般的なガラス戸付きの扉は、特定防火設備と認められなくなった。よって、今後新築や改築される建物のエレベーターの出入口の扉に、かご内を見通せる構造の窓を設置することが難しいため、防犯カメラで見通しを補完するもの。	意見を取り入れ、修正する。 建築基準法の関係から、今後は一般的なガラス戸付きの扉を設置することが困難であると思料される。また、追加意見のあった文章に関しては、「防火区画等」「特定防火設備」という専門用語が、一般人には理解し難いと思われるので、「エレベーターのかご及び昇降路の出入口の扉は、エレベーターホールからかご内を見通せる構造の窓が設置されたものとする。」という文章を削除する。	(ホ) エレベーター ○ エレベーターの防犯カメラ エレベーター内のかご内には、防犯カメラを設置する。 ○ エレベーターの連絡及び警報装置 エレベーターは、非常時には押しボタン、インターホン等によりかご内から外部に連絡又は吹鳴する装置が設置されたものとし、子どもや車椅子でも使用可能な位置に設置する。 ○ <u>エレベーターの扉 ←削除</u> <u>エレベーターのかご及び昇降路の出入口の扉は、エレベーターホールからかご内を見通せる構造の窓が設置されたものとする。 ←削除</u> ○ エレベーターの照明設備 エレベーターのかご内の照明設備は、床面でおおむね50ルクス以上の平均水平面照度を確保する。 ※ガラス戸付きのエレベーターの扉の写真も削除